

函館市環境管理本部設置要領

(設置)

第1条 函館市環境配慮率先行動計画を円滑に推進するため函館市環境管理本部（以下「本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 本部は、本部長、環境管理責任者および本部員をもって構成する。

2 本部長は、環境部を所管する副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に出席を求めることができる。

(審議事項)

第3条 本部は、次の事項を審議する。

(1) 環境管理に関わる諸施策の立案，総合調整，推進および監査に関すること。

(2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(招集)

第4条 本部は、本部長が招集し主宰する。

2 本部長に事故あるときは、環境管理責任者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて開催する。

2 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催する。

3 会議は、別記様式により記録し、事務局が3年間保管する。

(部会)

第6条 本部は、特定の事項を調査させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、本部長の指名する委員（環境管理責任者または本部員）をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する委員（環境管理責任者または本部員）をもってこれを充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を処理し、部会の調査結果等を本部長に報告する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、環境部環境政策課で行う。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成14年2月13日から施行する。

附 則

別表函館市環境管理本部本部員に戸井支所長，恵山支所長，椴法華支所長，南茅部支所長を追加する

この附則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

別表函館市環境管理本部本部員に会計部長を追加し、市立函館病院事務局長を病院局管理部長に改める。

この附則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

第2条第2項の助役を副市長に改める。

この附則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

函館市環境管理本部 本部員

企画部長

総務部長

財務部長

競輪事業部長

市民部長

保健福祉部長

子ども未来部長

経済部長

観光部長

農林水産部長

土木部長

都市建設部長

港湾空港部長

戸井支所長

恵山支所長

椴法華支所長

南茅部支所長

会計部長

消防長

生涯学習部長

学校教育部長

議会事務局長

監査事務局長

選挙管理委員会事務局長

農業委員会事務局長

企業局管理部長

企業局上下水道部長

企業局交通部長

病院局管理部長

別記様式

函館市環境管理本部会議録

環境管理 総括者	環境管理本部 本部長	環境管理 責任者	環境管理 事務局長	担当者	作成日
					年 月 日

開催日時	年 月 日 () : ~ :			場所	
出席者					
審議事項	審議内容	資料	審議結果		
<input type="checkbox"/> 施策立案 <input type="checkbox"/> 総合調整 <input type="checkbox"/> 計画推進 <input type="checkbox"/> 環境監査 <input type="checkbox"/> その他					
審議概要					
事務局対応方針					
連絡事項					